

北海道立工業技術センター指定管理者候補者決定基準

I 申請資格等（申請の形式的要件）審査

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、確認基準日は、当該申請のあった日とする。

- ア 北海道内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であること（団体を構成員となる連合体（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、全ての構成員が道内に事務所又は事業所を有すること。）
- イ 道から道立施設の管理を目的として申請者の基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手續条例施行規則」という。）第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、欠格とする。なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立工業技術センター指定管理者候補者選定委員会において申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とする。

＜指定手續条例施行規則第5条＞

(欠格事項)

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 道における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員

(3) 負担金限度額

道が、指定期間における本施設の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で89,557,000円（指定期間（4年間）の合計）を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

(4) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 申請者が本施設について複数の申請をしている場合
 - ① 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合
 - ② コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合
- イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合
 - ① 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの
 - ② 記載事項に不備があるもの
 - a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
 - b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

II 選定基準及び審査の項目

(1) 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手續条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

＜指定手続条例第4条＞

(選定)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ 本施設の性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第4条第5号の規定に基づき、本施設の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。

- ① 試験研究機器の使用者に対して指導が行える経験・知識を有していること。
- ② 試験分析業務を行っている財団との協調が図られていること（試験分析業務等に支障が生じない計画を有していること）。

(2) 審査項目

指定手続条例施行規則第4条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、Ⅲ(2)の必須項目審査及びⅢ(3)の加点項目審査に係る審査項目の2種類とする。

Ⅲ 審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表1に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表2に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

(3) 加点項目審査

ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表3に示す加点項目ごとに、イに示す評価方法により審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものである。

イ 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、表4（評価方法）に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とする。

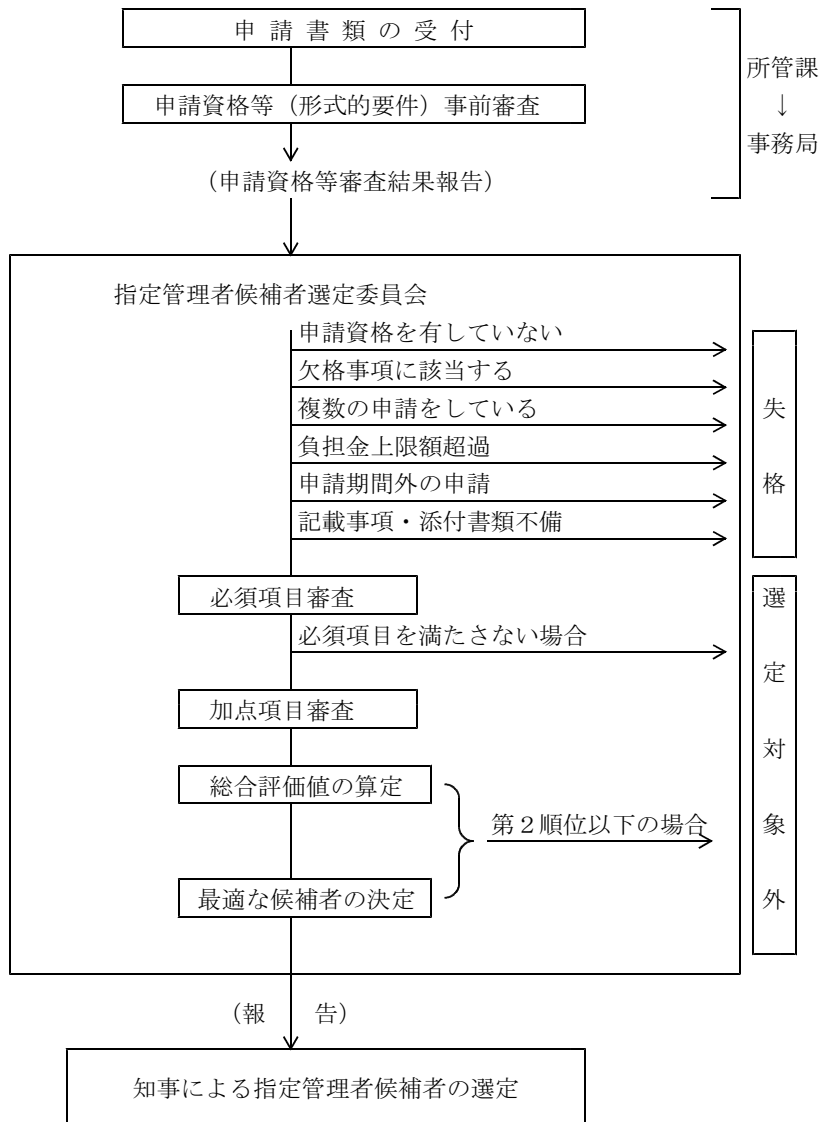
(4) 最適な候補者の選定

選定委員会において、加点項目審査の結果に基づく順位付けを行った上で、選定委員会運営要領第5条に定める方法により、最適な候補者を決定し、知事に報告する。

知事は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

<参考>

指定管理者候補者決定までの事務の流れ



【表 1】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申請資格等（形式的要件）審査項目						
① 申請資格を有していること ② 欠格事項に該当しないこと ③ 複数の申請をしていないこと ④ 収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した上限額以下であること ⑤ 申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先に提出されていること ⑥ 申請書類の記載事項に不備がないこと						
			} ※注 1			
申 請 資 格			単 体	コンソーシアム (構成員)		
説 明						
ア	団体であること。	法人であるかどうかは問わない。		○	○	
	北海道内に事業所又は事務所を有すること。	本店や主たる営業所に限定しない。		○	○ ※注 2	
イ	道から道立施設の管理を目的として申請者の基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと			○	○	
欠 格 事 項			単 体	コンソーシアム (構成員)		
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体				○	○
イ	団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 ② 破産者で復権を得ない者 ③ 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者				○	○
ウ	破産宣告を受けた法人又は清算法人				○	○
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 a) 道の知事 b) 道議会の議員				○	○

※注 1 申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行います。

注 2 コンソーシアムの場合については、コンソーシアムのすべての構成員が申請資格を有し、欠格事項に該当しないこととします。

【表2】 必須項目審査に係る審査項目

選 定 基 準	必 須 審 査 項 目	適 合 状 況 ※ (主 な 審 査 資 料)
① 正当な事由がない限り住民が施設を使用することを拒まないものであること及び住民が施設を使用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	【平等利用の確保】 a) 施設(会議室・研修室及び開放機器に限る)の使用の承認及び使用条件が、住民の使用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと	(業務計画書)
② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	【法令等の遵守】 a) 関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと	(業務計画書)
	【要求水準の充足】 b) 業務の細目毎に要求水準を満たしていることが確認できること c) 利用者数等の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること	(業務計画書)
	【安全確保等】 d) 駐車場を含む施設全体に関する事故防止策を定めていること e) 使用者の安全確保のための定期的な巡回指導及び点検等が行われること	(業務計画書)
	③ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	【維持管理業務実施体制の確立】 a) 責任と役割の分担、消防、警察、病院など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること
b) 要求水準に定める管理に必要な人員数を満たしていること		(業務計画書)
【資産及び財務の状況】 c) 過去1年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと		(財務関係資料)
d) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと		(滞納がないことの証明書等)
【法令遵守能力等】 e) 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること		(定款・寄付行為、誓約書等)
f) 役員等(法人でない団体にあつては、代表者)に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがないこと		(誓約書等)
g) 団体又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと		(役員名簿、誓約書等)
④ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	【収支計画の妥当性】 a) 事業計画と収支計画が整合していること b) 各種発生費用が市場価格と極端に乖離していないこと c) 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと	(業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書)
⑤ 施設の性質又は目的に応じて定める基準 ア 試験研究機器の使用者に対して指導が行える経験・知識を有していること。 イ 試験開発業務を行っている財団との協調が図られる計画を有していること。	a) 試験研究機器の使用者に対して指導が行える経験・知識を有していること b) 財団との協調関係を定めていること c) 試験研究業務に支障が生じない計画を有していること	(業務計画書)

※ 申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認します。

【表3】加点項目審査に係る審査項目及び配点表

審 査 項 目		配 点
条 例 第 四 条 関 係 (一 号 か ら 四 号) 第 四 条 第 五 号	1 正当な事由がない限り住民が施設を使用することを拒まないものであること及び住民が施設を使用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	5 点
	① 施設の使用に当たり、使用者の平等使用を確保できること。	(5 点)
	2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	30 点
	① 使用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。	(5 点)
	② 使用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。	(15 点)
	③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。	(5 点)
	④ 維持管理コスト縮減の方策が適切であること。	(5 点)
	3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	15 点
	① 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。	(5 点)
	② 業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、業務運営に生かすことが期待できること。	(10 点)
	4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	30 点
	① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。	(25 点)
	② 収支計画書の内容が適切であること。	(5 点)
5 施設の性質又は目的に応じて定める基準	20 点	
① 試験研究機器の使用者に対して指導が行える経験・知識を有していること。	(10 点)	
② 研究開発業務を行っている財団との協調が図られていること（研究開発業務等に支障が生じない計画を有していること）。	(10 点)	
合 計	100点	

【表4】評価方法

	加点項目に係る提案内容評価の意味合い（判断基準）	評価レベル	得点化方法
定性的評価項目に対する五段階評価	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて非常に的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で非常に優れている。	A	配点×1.00
	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で優れている。	B	配点×0.75
	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて、おおむね的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点でおおむね水準を満たしている。	C	配点×0.50
	○ 提案内容に当該評価項目についての理解・認識は認められる。 ○ 提案内容の有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性は、あまり認められない。	D	配点×0.25
	○ 評価項目についての理解・認識がなく、提案内容が加点水準まで達していない。 ○ 提案内容に、加点水準までの有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性が認められない。	E	配点×0.00
<p><算出例></p> <p>審査項目2② 配点 15点</p> <p>評価Bの場合 $15点 \times 0.75 = 11.25点$</p>			
価格に対する評価	<p>○ 申請者中、収支計画書の「道が支払う管理費用の総額（4ヶ年の総額）」が予定価格の範囲内で最低額の者を1位とし、配点を満度に付与する。 他の申請者の得点は、以下の「最低入札価格除算方式」により算出する。</p> <p><算出例></p> <p>審査項目4① 配点 25点</p> <p>申請者A：道が支払う管理費用総額 30,000千円（最低提案額） 得点→$25点 \times 1.00 = 25点$</p> <p>申請者B：道が支払う管理費用総額 35,000千円 得点→$25点 \times 30,000千円 / 35,000千円$ $= 21.428点 \approx 21.43点$（小数点以下第3位四捨五入）</p>		

加点審査項目に係る評価の視点

得点化に当たっては、各審査項目ごとに次に示す評価事項の視点から審査を行い、各評価事項の達成率（満足度）に応じて、別表により評価を行う。

ただし、4の①の「管理費総額」に関する評価事項については、表4「評価方法」中、「最低入札価格除算方式」による。

【評価事項の視点】

- 1 正当な理由がない限り住民が施設を使用することを拒まないものであること及び住民が施設を使用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。
 - ① 施設の使用に当たり、使用者の平等使用を確保できること。〔配点 5点〕

《評価事項》

 - a 特定の個人、団体を優先することにならない。
 - b 使用承認に際し、不当な使用拒否又は不平等な取り扱いが行われる恐れがない。
 - c 平等使用を確保するための具体的手法が盛り込まれている。

- 2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - ① 使用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。〔配点 5点〕

《評価事項》

 - a 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。
 - b 使用増加見込みの算定は的確である。
 - c インターネットの活用、地域団体への働きかけなど、使用促進に係る多様な手法を組み合わせた提案内容である。
 - ② 使用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。〔配点 15点〕

《評価事項》

 - a 管理の目標を達成するための具体的、かつ、効果的な方策が提案されている。
 - b 使用者へのサービス提供への配慮についての優れた提案がなされている。
 - ③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。〔配点 5点〕

《評価事項》

 - a 個人情報（公の施設の管理に係るものに限る）の適正な管理のための措置が講じられている。
 - b 防火管理者を定めるほか防火管理上適切な措置が講じられている（消防法）。
 - c 環境保全、ごみの減量化、その他公衆衛生の向上に関する方針が示されている（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）。
 - ④ 維持管理コスト縮減の方策が適切であること。〔配点 5点〕

《評価事項》

 - a 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。
 - b 経費の節約及び効率的な執行に関する提案がなされている。
 - c 省エネ、リサイクル、環境に関する配慮（地球温暖化防止対策）が提案されている。
 - d 管理経費の効率的な執行に関する提案がなされている。
 - e 人件費、労務費の縮減に関する有効な提案がなされている。

- 3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
 - ① 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。〔配点 5点〕

《評価事項》

 - a 業務の内容に応じ、専門的な知識・経験等を有する職員を配置できる。
 - b 業務遂行に係る意思決定を迅速に行える組織体制であり、責任の所在と役割の分担が明確である。
 - c 職員の資質向上を図るための研修等の実施が計画されている。
 - ② 業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、業務運営に生かすことが期待できること。〔配点 10点〕
 - a 財務諸表等により業務処理を安定して行うための十分な資金力が確認できる。
 - b 直接・間接を問わず、施設の管理運営実績（複数年）があり、業務の経験を生かすことができる。
 - c 直接・間接を問わず、施設保守業務の実績（複数年）があり、業務の経験を生かすことができ

る。

d 直接・間接を問わず、施設の警備又は清掃業務の実績（複数年）があり、業務の経験を生かすことができる。

4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。〔配点 25点〕

《評価事項》

a 道が支払う管理費用の総額が、より安価なものである。

② 収支計画書の内容が適切であること。〔配点 5点〕

《評価事項》

a 収支計画書の全体の項目や算出根拠が適切である。

b 維持管理又は運営に係る具体的なコスト削減に配慮した収支計画であり、かつ、業務計画書と整合し適切である。

5 施設の性質又は目的に応じて定める基準

① 試験研究機器の使用者に対して指導が行える、経験・知識を有していること。〔配点 10点〕

《評価事項》

a 試験研究機器の使用者を指導する際に、必要となる経験・知識を有している人員配置を行う提案がなされている（一般開放している試験研究機器全てに精通していること）。

b 試験研究機器使用者への指導等の実績（複数年）がある。または、試験研究等工業の高度化に広く精通しており、今後指導等ができる可能性があり、業務の経験を生かし、使用者に対し適切なアドバイス等ができる。

② 研究開発業務等を行っている財団との協調が図られていること（研究開発業務等に支障が生じない計画を有していること）。〔配点 10点〕

《評価事項》

a 財団との具体的な連携・調整方法が盛り込まれている。

b 研究開発業務等に支障が生じない計画を有している。

【参考】財団の事業計画（平成29年度）

○ 事業重点項目

1. 地域ニーズに基づいた技術開発支援等による持続可能な地域産業力の強化
2. 地域資源を活用した新技術・新製品の市場販路開拓を支援
3. 工業技術センター機能を活用した広域的な技術力の向上
4. 創業者等に対する支援体制の強化

○ 公益目的事業

(1) 産業技術支援事業

函館地域の産業振興、活性化を図るため、地域の企業等に対する技術研修、研修指導や研究開発費等に対する助成のほか、大学のシーズと企業ニーズとのマッチングをサポートしてクラスター形成の支援等を行う。

(2) 高度技術研究開発等推進事業

函館地域の技術の高度化や技術シーズの蓄積のため、地域の産業構造を踏まえ、産業ニーズに即した先端技術分野における研究開発及び北海道立工業技術センターの業務（試験分析、技術相談等）を北海道、函館市から受託して行うとともに、当該施設の指定管理者業務によって施設機能の一体的かつ効果的な運営を行い、地域の産業振興、活性化を図る。

また、地域の企業や他の試験研究機関等との共同研究を推進するとともに、国の機関等が募集する競争的外部資金事業導入を積極的に推進し、地域全体の技術的な底上げを図る。

(3) 地域産業活性化支援事業

地域企業等の起業化に対する助成とともに、市場販路開拓やコーディネート等による支援を行うほか、函館市産業支援センターの指定管理者業務により、施設管理を通じて入居者等の起業化をサポートする。また、新規起業の誘致活動を支援し、地域産業の活性化を図る。

なお、詳細については財団ホームページ 平成29年度事業「事業計画書」をご覧ください。

URL <http://www.techakodate.or.jp/disclosure/>